

【別紙 2】

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号による随意契約の締結状況

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定に基づく随意契約の締結状況について、守口市契約規則第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり公表します。

担当課	契約の内容（契約名称）	契約締結日	契約金額（円）	契約の相手方氏名 又は名称	随意契約によることとした理由
道路公園課	道路清掃及び除草、剪定等 業務委託	令和 6 年 4 月 1 日	除草 1 業務 1,392 円 剪定・伐採= 1 業務 2,060 円 清掃及びその他= 1 業務 1,392 円 杭打ち・塗装= 1 業務 2,060 円 除草等処理費(運 搬・処分費含む)= 1 車 5,454 円	公益社団法人 守口市シルバー人材センター 理事長 川部 政彦	本市の目標の一つである「すべての 高齢者が住みなれたまちで安心して 生活及び社会参加ができる地域 社会の実現」の一助とするため、本 業務を発注することが可能な団体